

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

(変更)

	担当課	水産課	検索番号	4-1
法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	根拠条項	20	
不利益処分	遊漁船業の業務改善命令			

(根拠規定)

都道府県知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全若しくは利益又は漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護のため必要な限度において、当該遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(処分基準)

第1 趣旨

遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)の規定に基づく行政処分の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務改善命令

(1)業務改善命令の区分

法第18条に基づく業務改善命令は、次の区分により行う。

- ①業務規程に関すること
- ②遊漁船業務主任者に関すること
- ③気象情報の収集等に関すること
- ④利用者名簿に関すること
- ⑤周知させる義務に関すること
- ⑥標識の掲示に関すること
- ⑦名義の利用等の禁止に関すること
- ⑧業務改善命令に関すること
- ⑨登録の取消し等に関すること
- ⑩その他、必要と認められる事項に関すること。

(2)遊漁船業務主任者に関する業務改善命令

遊漁船業者と遊漁船業務主任者が異なる場合において、遊漁船業務主任者が法第19条の各号に該当するときは、次表のとおり業務改善命令を行う。

回数	1回目	2回目	3回目
処分内容	30日以内の乗組禁止命令	90日以内の乗組禁止命令	解任

第3 登録の取消し等

法第19条に基づく登録の取消し等は、次表のとおり行う。

(1)遊漁船業者が法第19条第1項第1号又は同項第3号に該当するとき

回数	1回目	2回目	3回目
処分内容	30日以内の事業停止	90日以内の事業停止	登録の取消し

(2)遊漁船業者が法第19条第1項第2号に該当するとき

回数	1回目
処分内容	登録の取消し

第4 情状酌量

第2の(2)又は第3の処分に際し、その事実を勘案し、情状酌量することがある。

附 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。